

請願文書表

令和6年第2回神奈川県議会定例会

令和6年6月25日

請願番号	17	受理年月日	6 . 6 . 19
件名	消費税5%以下への引き下げとインボイス制度の廃止を求める請願		
請願者	紹介議員		
横浜市神奈川区二ツ谷町1-11 神商連会館内 消費税廃止神奈川県各界連絡会 代表 三浦謙一 外18団体	井坂新哉 大山奈々子 木佐木忠晶		
<p>【請願の趣旨】 消費税を5%以下へ引き下げ、インボイス制度を速やかに廃止するよう求める意見書を国に提出すること。</p> <p>【請願の理由】 コロナ禍に引き続き、物価高騰が地域経済に深刻な影響を及ぼしています。その中で能登半島地震が発生し、日本経済に打撃を与えています。今、政治に求められているのは、震災からの復興や中小業者・国民の生活・生業を守るために、税金の使い方を抜本的に転換することが必要です。世界では100を超える国・地域が景気対策として消費税（付加価値税）の減税に着手しています。世論調査でも景気対策として消費税減税を望む声が多数を占めています。日本でも緊急に消費税の引き下げを行うべきです。</p> <p>2023年10月から実施されたインボイス制度で免税事業者への不当な値引きや取引排除が広がっており、立場の弱い中小業者・フリーランスが苦境に追いやられています。フリーランスの団体が実施したアンケート調査では、「少ない売上から消費税を支払うのは負担が重すぎる」「（取引先から）『着服、ネコババし続けるのか』と誹謗中傷を受けている」など、悲痛な声が寄せられています。中小業者やフリーランスを廃業に追い込む、インボイス制度は廃止すべきです。</p> <p>以上のことから神奈川県議会が政府に対し、地方自治法99条の規定により、消費税を5%以下へ引き下げ、インボイス制度を速やかに廃止するよう求める意見書を国に提出することを請願します。</p>			

請願番号	18	受理年月日	6 . 6 . 21
件名	政務活動費の人件費について雇用台帳を議長提出にするなど受取人の雇用実態と活動内容がわかるように改善することを求める請願		
請願者		紹介議員	
藤沢市湘南台6-12-14 渡邊 誠 外55人		井坂 新哉 大山 奈々子 木佐木 忠晶	
<p>【請願趣旨】</p> <p>人件費の支出方法は銀行口座などへの振込と現金支給の2つある。銀行口座などへの振込の場合は、公的機関によって受取人の存在が確認できるが、現金支給の場合は受取人の住所氏名が非公開となっており、雇用台帳は議員保存で公開されておらず、受取人の存在は確認ができない。</p> <p>現金支給による支払いは人件費の半分以上を占めており、総額は1億円を超えると思われる。受取人である補助職員の雇用実態の透明性を確保するため支払方法を銀行口座などへの振込にするか、雇用台帳を議長提出として公開する等の改善を要望します。</p> <p>また、受取人補助職員の活動実態がわかるように、活動内容を伝票の備考欄に記載することを要望します。</p> <p>【請願理由】</p> <p>人件費は政務活動費の総額6億5000万円の約3分の1近くを占め、例年2億円を超える高額支出項目になっている。人件費の支出方法については「政務活動費の指針」に規定はなく、主に銀行口座などへの振込と現金支給の2つがある。</p> <p>令和4年度の現金支給による支出は、自民党と立憲民主党・民権クラブは6割、かながわ県民・民主フォーラムは7割となっており、総額は1億円を超えると思われる。</p> <p>口座振込の場合は受取人の存在は証明できるが、現金支給の場合は個人情報保護の理由で受取人の住所氏名が非公開となっているうえ雇用台帳が議員保管となっていて県民に公開されていない。そのため、現金支給時に交付された領収書から受取人の存在は確認ができず県民は監視できない。</p> <p>また、「指針」では按分率に明確な基準が定められていないため、議員ごとに100%、90%、80%、50%と記載が様々であり、それぞれの補助職員がどのような政務活動を担当したのか具体的な活動実態が分からない伝票が多い。</p> <p>さらに、現金支給の中には領収書が議員事務所宛ではなく会派事務所宛の領収書も含まれており、誰が誰に対して何のために支出したか全く不透明な伝票も少なからずあり、現金支給の領収書は税金の扱いについても記載が定められておらず納税の確認ができないものもある。</p> <p>被雇用者の活動実態の透明性を確保するため、支払方法を銀行口座などへの振込送金としたり雇用台帳を議長提出にしたりするなどの改善することを要望する。</p> <p>また、受取人である補助職員の活動実態がわかるように活動内容を伝票の備考欄に記載することを要望する。</p>			